

当座勘定規程 改正 新旧対照表

(下線は改正部分を示す)

改 正 後	現 行
<p>1. ～6. (省略)</p> <p>7. (手形、小切手の支払<u>等</u>)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当組合所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p><u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u></p> <p>8. ～16. (省略)</p> <p>17. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。）</p>	<p>1. ～6. (省略)</p> <p>7. (手形、小切手の支払 <u>(追加)</u>)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>(追加)</u> を使用してください。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>8. ～16. (省略)</p> <p>17. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>(追加)</u> または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認</p>

当座勘定規程 改正 新旧対照表

<p>を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含まず。）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>18. ～32. (省略)</p>	<p>めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、(追加)、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含まず。）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>18. ～32. (省略)</p>
--	--

附 則

この規則の変更は、令和7年4月1日から施行する。